

住民が支え合い、誰もがその人らしく
健やかで安心して暮らせる とわだ

十和田市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

第2期
令和4年度(2022)
▽
令和8年度(2026)



地域福祉活動計画 とは

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織の「社会福祉協議会」と、すべての住民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を営む者との相互協力により、地域の助け合いによる福祉(地域福祉)を推進する実践的な活動・行動計画です。

社会福祉法 十和田市社会福祉協議会

はじめに



この度、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする十和田市社会福祉協議会第2期地域福祉活動計画を策定しました。

策定にあたっては、十和田市の第2期地域福祉計画と連動し、急速な少子高齢化による人口減少から生じる単身世帯や高齢者世帯の増、生活困窮者、高齢者の孤独死、ひきこもり、虐待、自殺などの複雑かつ多岐にわたる課題を踏まえ、これらの課題解決に取り組むこととしています。

本活動計画の推進にあたっては、第1期活動計画に引き続き「住民が支え合い、誰もがその人らしく健やかで安心して暮らせる とわだ」の基本理念のもと、「誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり」「共に支え合う地域づくり」「地域で福祉を支える人づくり」の基本目標に掲げ、全28事業に取り組み、地域住民、民生委員児童委員、福祉施設、学校、ボランティア、行政、関係団体等と連携・協働を図りながら、地域福祉推進の実現を目指してまいります。

今後とも、皆様方のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

社会福祉
法 人
十和田市社会福祉協議会
会長 江渡 恵美

目 次

第1章	第2期地域福祉活動計画の概要	1
1	計画策定の経緯と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画策定の課題整理	3
第2章	計画の考え方	6
1	基本理念	6
2	基本目標	6
3	計画の体系	7
第3章	活動計画	8
1	誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり	8
(1)	ふれあい相談所事業	8
(2)	広報・啓発事業	8
(3)	生活福祉資金貸付事業	9
(4)	たすけあい資金貸付事業	9
(5)	日常生活用具貸出事業	10
(6)	福祉安心電話サービス事業	10
(7)	日常生活自立支援事業	11
(8)	成年後見事業	11
(9)	福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業	12
(10)	フードバンク・サポート事業	12
(11)	十和田市意思疎通支援者派遣事業	13
2	共に支え合う地域づくり	14
(1)	一人暮らし高齢者ふれあい事業	14
(2)	夏休み寺子屋事業	14
(3)	高齢者健康体力維持支援事業	15
(4)	ふれあい・いきいきサロン事業	15

(5) 地域福祉ほのぼの交流事業	16
(6) ゆめ色フェスティバル事業	16
(7) 手話を学ぶ機会の提供事業	17
(8) 十和田市社会福祉大会事業	17
(9) 発達障害理解の事業	18
(10) 十和田市生活支援体制整備事業	18
3 地域で福祉を支える人づくり	19
(1) 福祉教育推進事業	19
(2) ほんわかハート展事業	19
(3) 中学生ボランティアスクール事業	20
(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業	20
(5) お話しボランティア派遣事業	21
(6) ボランティア・市民活動事業	21
(7) 十和田市介護支援ボランティア事業	22
4 計画期間中に強化する事項	23
第4章 計画の推進と評価	24
資 料	
1 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	25
2 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	27
3 地域福祉活動計画策定経過	28

第1章

第2期地域福祉活動計画の概要

第1章 第2期地域福祉活動計画の概要

1 計画策定の経緯と趣旨

十和田市社会福祉協議会（以下、市社協とする。）は、社会情勢の変化と行政計画との整合性を踏まえ、市民ニーズに応える各種事業を実施し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体※1（社会福祉法第109条）の役割を努めています。

平成28年度に十和田市は、地域社会の変化と施策の動向から、「新たな支え合い（住民・地域・行政の協力＝協働）が必要となっている」ことを提起した5年間計画の十和田市地域福祉計画※2（社会福祉法第107条）を策定しました。

これを受け市社協としては、行政計画の理念・目標との共通性と関連性を整合し、官・民が同じ方向で進むよう、平成29年度から5年間の期間と定めた第1期十和田市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定しました。

この度、十和田市が策定した令和7年度までの第2期地域福祉計画及び市社協の第1期地域福祉活動計画の評価を踏まえ、令和8年度までを期間と定める第2期地域福祉活動計画を策定しました。

なお、第2期地域福祉活動計画では、新型コロナウイルス感染症予防のため、これまで実施してきた※3 集合型支援事業の一時縮小をしましたが、社会状況に応じ、最も社協らしさある事業として再開できるよう進めることとします。

社会福祉法抜粋

※1 第109条（市町村社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて…、

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 全3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※2 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるとともに、その内容を公表する…

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

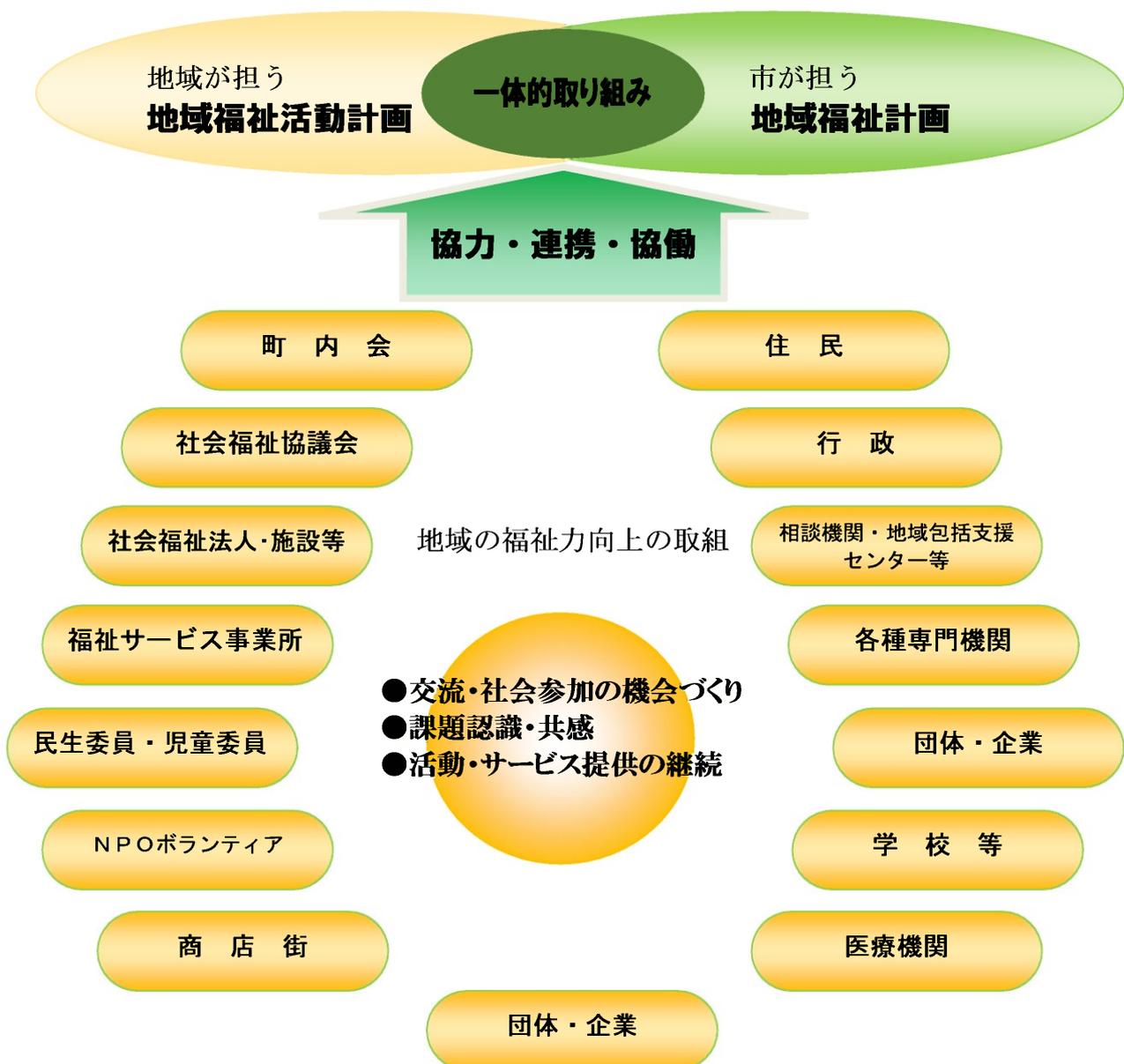
※3 集合型支援事業

特定の場所に、対象者・支援者等が共に集い開催する行事等

2 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、十和田市地域福祉計画との整合性を図りながら、住民や関係団体との協働により、地域福祉を推進するための市社協の基本となる計画として位置づけます。

十和田市の地域福祉の推進



3 計画の期間

第2期地域福祉活動計画は、令和4年度から8年度までの5か年間とします。ただし、期間の途中であっても社会情勢や市民ニーズの変化、計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

また、地域福祉づくりの連動性から、十和田市の地域福祉計画と一体的に取り組むこととします。

市社協 十和田市	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉活動計画 (市社協計画)		第1期活動計画 5か年					第2期活動計画 5か年				
地域福祉計画 (十和田市計画)	第1期地域福祉計画 5か年					第2期地域福祉計画 5か年					

4 計画策定の課題整理

社会情勢の変化及び第1期の地域福祉活動計画の評価事項から、次の事項を課題とし提起します。

(1) 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

誰もが安心安全の中で、健康で衛生的な日常生活を送ることを願い福祉サービスを利用できる環境整備が重要となっています。

○地域に福祉事業所・社会福祉施設、法律事務所などの福祉相談窓口が増えています。また、インターネットの普及など住民が望むそれぞれの方法で困りごとの改善へ役立てることが可能となっています。これからは本協議会相談所を拠り所とする相談者への対応機能を高める必要があります。

○環境整備の一環に「情報入手の利便性の向上」があります。これからは紙面媒体からインターネットやSNSの利便性を活かす環境づくりが必

要となっています。

○本協議会の福祉サービスは、先駆的な取組の中に、効果が発揮されてきました。日常生活自立支援事業や成年後見事業などは、まだ地域資源が不足しており、これからも強くニーズが求められると考えられます。

(2) 共に支え合う地域づくり

○住民が支え合う日常生活において、多くの利益をもたらすため継続して共助の気持ちを養い育む取組を推進する必要があります。

(3) 地域で福祉を支える人づくり

○本計画及び目指す福祉づくりの根幹は、「人材」です。知識・経験・意欲ある人材には、地域福祉・ボランティア活動参加の場を、見たい聞きたい興味・関心ある人材には、体験の場を、提供する必要があります。

(4) 児童福祉対策の推進

○幼少期から、福祉を見つめ考える機会となるよう「人づくり」の各種体験型事業の推進が必要です。また、核家族世帯・共稼ぎ世帯・ひとり親世帯の「環境づくり」の支援となる事業実施の必要があります。

(5) 高齢者福祉対策の推進

○介護保険制度の推進充実により、担われているものと不足しているものを見極め、「環境づくり」に掲げる各種支援事業の保険外福祉サービスの提供や、心の健康維持を目的とする「ふれあい交流」への取組の必要があります。

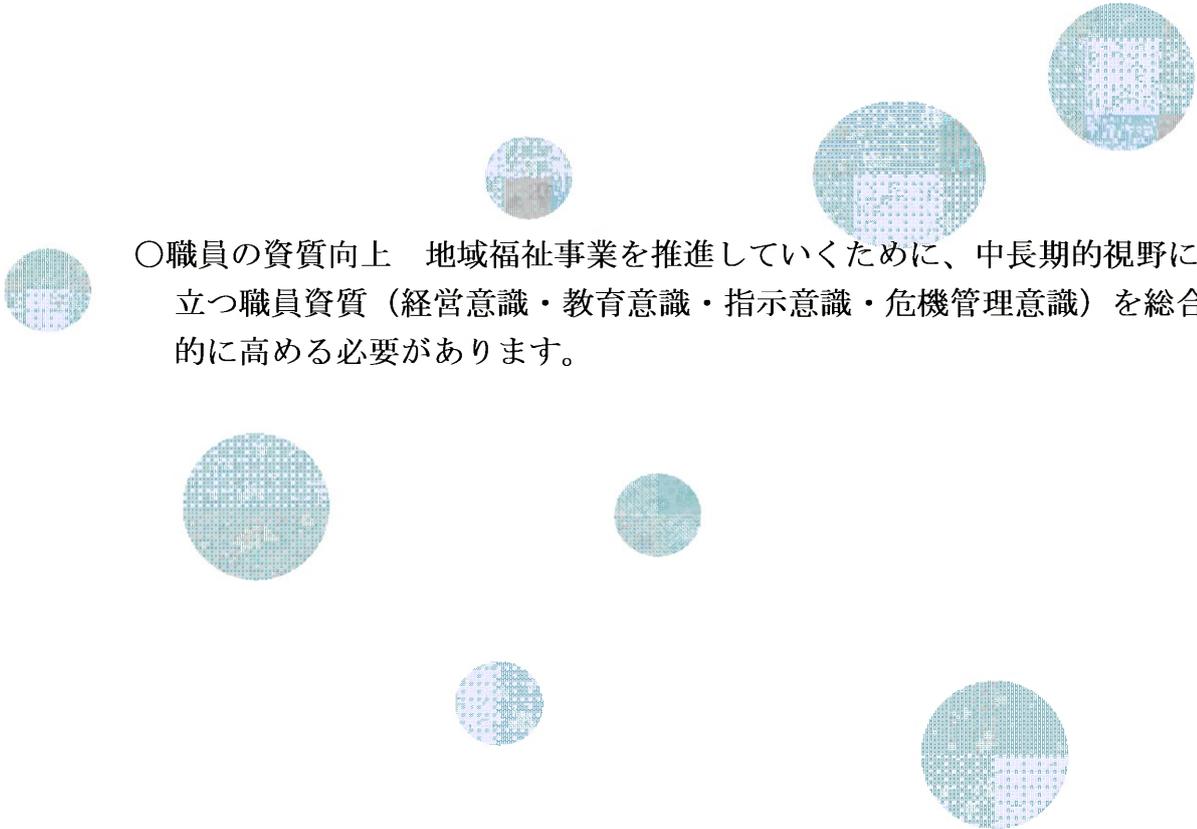
(6) 障がい者福祉対策の推進

○障がい者支援は、より細やかな個別ニーズに対応することを基本に「環境づくり」の福祉サービスを提供することが重要です。また、社会参加を支援する「地域づくり」のソフト面をサポートする事業の充実の必要があります。

(7) 組織基盤の強化

○財源の確保 活動財源となる会費収入及び共同募金配分金収入の逡減は続いています。また、第2期計画期間中は、コロナ禍のもと崩れた経済バランスで進むことが想定され、大変厳しい状況が見込まれます。財源確保のために、市民の理解が得られる事業展開と支出の抑制を更に効果的に実施する必要があります。

○効果の高い事業展開 市社協の活動が、市民利益と実感をもたられるよう定期の事業評価に努め、必要な改善に努める必要があります。また、常に市民生活の不足に目を向け、事業化の検討に努める必要があります。



○職員の資質向上 地域福祉事業を推進していくために、中長期的視野に立つ職員資質（経営意識・教育意識・指示意識・危機管理意識）を総合的に高める必要があります。

第2章

計画の考え方

第2章 計画の考え方

地域福祉活動計画は、次の基本理念のもと、3つの基本目標を掲げ体系的に地域福祉活動を推進します。

1 基本理念

“住民が支え合い、誰もがその人らしく健やかで安心して暮らせる とわだ”

年齢や性別・障がいの有無に関わらず、住民の誰もが望む日常生活は、家庭や地域の中で、その人が個人として尊重され、共に生活するお互いが、支え合いながらも、それぞれが自立して暮らせる生活です。

この望みを実現するため、市社協は地域福祉活動計画策定にあたり、基本理念を「住民が支え合い、誰もがその人らしく健やかで安心して暮らせる とわだ」と定め、地域福祉活動展開のための指針とします。

2 基本目標

十和田市の地域福祉計画に掲げる基本理念と市社協の基本理念の共通性のもと、共に目指す同一の地域福祉を実現するため、次の3つの基本目標を共有して推進します。

- (1)《環境づくり》 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり
総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進します。
- (2)《地域づくり》 共に支え合う地域づくり
市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進します。
- (3)《人づくり》 地域で福祉を支える人づくり
地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めます。

3 計画の体系

基本理念

住
民
が
え
合
い
誰
の
そ
が
も

人
く
し
ら
健
で
か
や
安
心
で
暮
せ
ら
る
た
わ
と

基本目標

環境づくり

(1)誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するため11の基本事業を実施します。

地域づくり

(2)共に支え合う地域づくり

市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため10の基本事業を実施します。

人づくり

(3)地域で福祉を支える人づくり

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めます。このため7の基本事業を実施します。

基本事業

- ①ふれあい相談所事業
- ②広報・啓発事業
- ③生活福祉資金貸付事業
- ④たすけあい資金貸付事業
- ⑤日常生活用具貸出事業
- ⑥福祉安心電話サービス事業
- ⑦日常生活自立支援事業
- ⑧成年後見事業
- ⑨福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業
- ⑩フードバンク・サポート事業
- ⑪十和田市意思疎通支援者派遣事業

- ①一人暮らし高齢者ふれあい事業
- ②夏休み寺子屋事業
- ③高齢者健康体力維持支援事業
- ④ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑤地域福祉ほのぼのの交流事業
- ⑥ゆめ色フェスティバル事業
- ⑦手話を学ぶ機会の提供事業
- ⑧十和田市社会福祉大会事業
- ⑨発達障害理解の事業
- ⑩十和田市生活支援体制整備事業

- ①福祉教育推進事業
- ②ほんわかハート展事業
- ③中学生ボランティアスクール事業
- ④福祉教育インストラクター養成派遣事業
- ⑤お話しボランティア派遣事業
- ⑥ボランティア・市民活動事業
- ⑦十和田市介護支援ボランティア事業

年齢や障がいの有無に関わらず、住民の誰もが個人として尊重され、家庭や地域の中で、互いに支え合い、自立した生活が送れるまちを目指します。

第3章

活動計画

第3章 活動計画

1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

～総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するため、(1)から(11)の事業を実施します。～



(1)ふれあい相談所事業

目的	住民の日常生活上のあらゆる相談に応じることにより、住民福祉の増進を図る。				
協力・関係機関	市民生委員児童委員、市手をつなぐ育成会				
第1期相談件数	H28 59件	H29 38件	H30 77件	R1 77件	R2 94件
第2期方針	市内における相談窓口の増設やインターネット等情報入手方法の向上により本相談件数が減っている。行き場なく繰り返し来所する相談者の抛り所機能を重要視し、従来の電話・メール相談への丁寧な対応を充実させ寄り添う相談所事業を推進する。				
第2期(5年平均)指標	相談件数 130件				



(2)広報・啓発事業

目的	地域福祉推進を啓発するとともに、市社協の活動と事業の周知、更には、福祉情報の提供を行う。				
協力・関係機関	十和田市、市内全町内会、保健・福祉・医療・教育機関、警察署、消防署				
第1期発行回数	H28 年4回 (108,250部)	H29 年4回 (108,250部)	H30 年4回 (108,250部)	R1 年4回 (108,250部)	R2 年3回 (81,000部)
第2期方針	今後も広く社協情報を周知するよう広報紙及びホームページ、SNS等による情報発信を強化する。広報紙では市民意見・感想の掲載、ホームページ等ではアクセス数を高めるよう実施する。				
第2期(5年平均)指標	アクセス数 3,600件				

(3)生活福祉資金貸付事業

目 的	低所得者、障がい者、高齢者、離職者などを対象に、資金の貸付と援助指導により、経済的自立と生活意欲の助長、生活の安定・向上を図る。※社会福祉法第2条第2項第7号の規定により、実施主体、県社会福祉協議会の窓口業務として実施。				
協 力・ 関係機関	県社会福祉協議会、市民生委員児童委員、市手をつなぐ育成会、福祉事務所、司法書士				
第 1 期 申請件数	H28 0件	H29 6件	H30 0件	R 1 1件	R 2 144件
第 2 期 方 針	平常における申請件数の減はあるものの緊急事態に貸付業務を迅速に提供できることは強みである。今後もあらゆる場面で、市民生活をサポートできるよう実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	申請件数 10件				

(4)たすけあい資金貸付事業

目 的	低所得世帯などに対し、応急援護資金の貸付と援助指導を行い、当面の法外援護を図る。				
協 力・ 関係機関	市民生委員児童委員、市福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健・福祉・医療機関				
第 1 期 年度内償還率	H28 73.6%	H29 66.1%	H30 65.8%	R 1 55.0%	R 2 47.7%
第 2 期 方 針	借受人の半数以上が年度内に償還を終えており、長期未償還者については、督促、催告等により償還を促している。今後もこの状態を継続できるよう実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	年度内償還率 75.0%				

(5)日常生活用具貸出事業



目 的	高齢者・障がい者などに対し、ギャッジ式ベット・車イス・シルバーカーの用具を貸出しすることで、日常生活の便宜と支援を図る。				
協 力・ 関係機関	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健・福祉・医療機関				
第 1 期 貸出件数	H28 56件	H29 39件	H30 47件	R 1 52件	R 2 38件
第 2 期 方 針	貸出物品を介護用品に限定せず、日常生活の困りごと改善の貸出物品とし充実へ向け実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	貸出件数 70件				

(6)福祉安心電話サービス事業



目 的	在宅高齢者の急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。※実施主体、県社会福祉協議会との協定により実施。				
協 力・ 関係機関	近隣の住民協力員、県社会福祉協議会、市民生委員児童委員、市福祉事務所、在宅介護支援センター、医療機関、消防署、警察署				
第 1 期 設置台数	H28 43台	H29 46台	H30 35台	R 1 31台	R 2 30台
第 1 期 協力員数	H28 132人	H29 136人	H30 87人	R 1 95人	R 2 84人
第 2 期 方 針	通信機器（電話）が基盤のサービスで、機能の革新的進展もない中で利用者の増加は見込めない。協力員の見守り支援（定期訪問・声かけ）の効果が高いことから継続して実施する。今後も実施主体の方針に応じ推進する。				
第2期（5か 年平均）指標	設置台数 35台		協力員数 105人		



(7)日常生活自立支援事業

目 的	判断能力が不十分な方々（認知症高齢者・障がい者など）に、福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類などの預かりを支援し、安心な日常生活を提供する。※社会福祉法第 80 条第 1 項へ規定、同第 81 条第 1 項の規定により、実施主体、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会の協力が必須の事業。				
協 力・ 関係機関	住民ボランティア、県社会福祉協議会、市民生委員児童委員、市福祉事務所、社会福祉施設、地域包括支援センター、在宅介護支援センター				
第 1 期 利用者数	H28 79人	H29 95人	H30 94人	R 1 86人	R 2 95人
第 1 期 支援員数	H28 5人	H29 7人	H30 7人	R 1 7人	R 2 8人
第 2 期 方 針	今後も高齢化率の上昇に合わせニーズの広がりが見込まれる。安定した利用者支援のためにも更に生活支援員を増員する。				
第2期（5か 年平均）指標	利用者数 110人		支援員数 12人		



(8)成年後見事業

目 的	住民の判断能力低下後の生活においても、権利擁護と利益保護、健康面に配慮した生活ができるよう成年後見人へ就任し、生活全般を支援する。				
協 力・ 関係機関	家庭裁判所、市福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉施設、医療機関				
第 1 期 受任者数	H28 8人	H29 7人	H30 10人	R 1 8人	R 2 8人
第 2 期 方 針	今後も高齢化率の上昇に合わせニーズの広がりが見込まれる。養成した後見支援員の活動拡大に向け実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	受任者数 15人				

(9)福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業

目 的	市社協の実施提供する福祉サービス事業の適正な運営を確保し、苦情・意見の適切な改善・解決をする。※社会福祉法第 82 条第 1 項規定。				
協 力・ 関係機関	市社協役員、地域関係者、市福祉事務所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、社会福祉施設、医療機関				
第 1 期 利用者満足度	H28 —	H29 —	H30 —	R 1 —	R 2 72.0%
第 2 期 方 針	今後も利用者アンケートを隔年で実施し、必要な改善に役立てる。				
第2期（5か 年平均）指標	利用者満足度 70.0%				



(10)フードバンク・サポート事業

目 的	緊急かつ一時的に食品等の確保に支障をきたしている困窮世帯に、生活再建に向けた支援となるよう食品等の現物を給付する。食品製造・販売企業等のフードロスの寄贈を受け事業展開する。※H29年度より実施。				
協 力・ 関係機関	市民生委員児童委員、市福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健・福祉・医療機関				
第 1 期 提供件数	H28 —	H29 31件	H30 57件	R 1 98件	R 2 150件
第 2 期 方 針	安定的な食品確保に努め、必要とする困窮世帯へ円滑に提供できるように実施する。また、利用者の自立生活が可能となるよう必要な支援へ結びつける。				
第2期（5か 年平均）指標	提供件数 150件				



(1)十和田市意思疎通支援者派遣事業

目 的	聴覚、言語機能及び音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳及び要約筆記の支援者派遣を行い意思疎通の円滑化を図る。※R 2年度より実施。				
協 力・ 関係機関	十和田市、地域関係者、市福祉事務所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、社会福祉施設、医療機関				
第 1 期 派遣回数	H28 —	H29 —	H30 —	R 1 —	R 2 281回
第 2 期 方 針	利用者のあらゆる生活場面で通訳が求められている状況があり、支援内容は多種多様である。今後も関係機関との連携を強化し実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	派遣回数 290回				

2 共に支え合う地域づくり

～市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため、(1)から(10)の事業を実施します。～



(1)一人暮らし高齢者ふれあい事業

目 的	70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、講話・レクリエーション・会食などのふれあいにより、途絶えがちな情報の提供と孤独感の解消を図る。				
協 力・ 関係機関	市民生委員児童委員協議会、十和田市、保健・福祉・医療機関、消防署、警察署				
第 1 期 参加者数	H28 463人	H29 461人	H30 450人	R 1 340人	R 2 中止
第 2 期 方 針	市民生委員児童委員協議会との連携事業であり、外出機会・情報・ふれあいを提供できる事業効果が高ことから継続して実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	参加者数 450人				



(2)夏休み寺子屋事業

目 的	児童の健全育成と見守りある居場所、団塊世代の生きがいづくりと新たな居場所を地域につくり、その中で、遊び・学び・伝えの交流を図る。				
協 力・ 関係機関	南小・東小学校、2小学校区町内会、更生保護女性会				
第 1 期 参加児童数	H28 409人	H29 457人	H30 457人	R 1 469人	R 2 中止
第 1 期 ボランティア数	H28 144人	H29 156人	H30 145人	R 1 129人	R 2 中止
第 2 期 方 針	高いニーズに基づく実施事業であり、子育て支援・世代間交流・地域づくりなどの事業効果が高いことから継続して実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	参加児童数 450人		ボランティア数 180人		



(3)高齢者健康体力維持支援事業

目 的	高齢者の健康寿命を延ばすよう、共に集うふれあいのあるスポーツ活動により、心身の健康と体力維持・増進を図る。				
協 力・ 関係機関	市老人クラブ連合会				
第 1 期 開催回数	H28 3回	H29 3回	H30 3回	R 1 2回	R 2 休止
第 1 期 参加者数	H28 819人	H29 763人	H30 710人	R 1 116人	R 2 休止
第 2 期 方 針	市老人クラブ連合会との連携事業であり、健康体力維持・ふれあいを提供できる事業効果が高いことから継続して実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	開催回数 3回		参加者数 200人		



(4)ふれあい・いきいきサロン事業

目 的	高齢者が閉じこもりがちにならないよう、身近な集会所などで交流ある仲間づくり・出会いづくりの場と心身の健康増進の機会を提供する。				
協 力・ 関係機関	事業実施地区・グループ 保健・福祉・医療・サービス機関				
第 1 期 実施地区数	H28 23地区	H29 24地区	H30 25地区	R 1 26地区	R 2 30地区
第 1 期 参加者数	H28 6,364人	H29 5,762人	H30 5,744人	R 1 5,646人	R 2 4,582人
第 2 期 方 針	地域づくりの重要性と事業効果を周知し、実施地域の拡張に努める。また実施サロンが消滅しないよう個別課題に対しても支援する。				
第2期（5か 年平均）指標	実施地区数 35地区		参加者数 6,500人		



(5)地域福祉ほのぼの交流事業

目 的	高齢者・障がい者などで、閉じこもりがち・話し相手がない方々へ、住民ボランティアの訪問により、困りごと対応・情報の提供・孤独感の解消を図る。				
協 力・ 関係機関	十和田市、市手をつなぐ育成会、市民生委員児童委員協議会、市町内会連合会、市老人クラブ連合会、市連合婦人会、社会福祉施設				
第 1 期 利用者数	H28 21人	H29 18人	H30 14人	R 1 15人	R 2 15人
第 1 期 協力員数	H28 31人	H29 24人	H30 20人	R 1 10人	R 2 7人
第 2 期 方 針	利用希望者の大きな伸びは期待できない傾向である。縮小を視野に当面の利用者支援を継続していく。				
第2期（5か 年平均）指標	利用者数 10人		協力員数 15人		



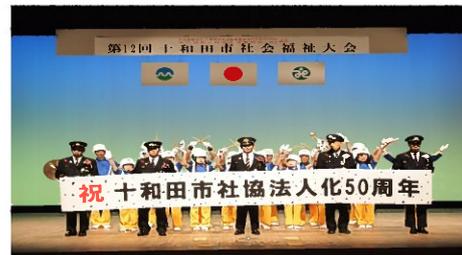
(6)ゆめ色フェスティバル事業

目 的	障がいの有無、年齢、性別を問わず市民が一堂に会し、ふれあいをとおし、障がい者の社会参加と福祉向上を図る。				
協 力・ 関係機関	十和田市、市手をつなぐ育成会、市民生委員児童委員協議会、市町内会連合会、市老人クラブ連合会、市連合婦人会、社会福祉施設、企業				
第 1 期 参加者数	H28 460人	H29 460人	H30 440人	R 1 480人	R 2 中止
第 2 期 方 針	ニーズが高く好評の事業であることから、参加者の一層の喜びと感動、意欲向上へつながるよう努め継続実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	参加者数 480人				

(7)手話を学ぶ機会の提供事業



目 的	市民を対象に、聴覚障がい者への理解と手話の浸透・普及を図る。				
協 力・ 関係機関	市ろうあ協会、十和田市、県手話通訳問題研究会、手話サークル				
第 1 期 参加者数	H28 444人	H29 295人	H30 348人	R 1 240人	R 2 中止
第 2 期 方 針	市ろうあ協会との連携事業であり、聴覚障がいへの理解・手話普及の効果が高いことから、市委託の手話奉仕員養成講座(夜間開催)・社協実施の手話講習会(昼間開催)とともに継続実施する。				
第2期(5か 年平均)指標	参加者数 450人				



(8)十和田市社会福祉大会事業

目 的	福祉づくりへの市民参加の啓発を図るとともに、社会福祉に功績のある方々を讃え表彰する。				
協 力・ 関係機関	十和田市、市共同募金委員会、市民生委員児童委員協議会、市町内会連合会、市老人クラブ連合会、市連合婦人会、更生保護女性会、市手をつなぐ育成会、市保育研究会、市子ども会育成連合会、市遺族会、市手話サークル、市点訳・朗読奉仕会				
第 1 期 参加者数	H28 1,000人	H29 600人	H30 450人	R 1 450人	R 2 250人
第 2 期 方 針	今後も市民の関心・興味が得られる企画に努め多くの市民参加へ向けて継続実施する。				
第2期(5か 年平均)指標	参加者数 500人				

(9)発達障害理解の事業



目 的	発達障害に対する理解の浸透と地域の見守り支援体制を構築する。※H30年度より実施。				
協 力・ 関係機関	保健・福祉・医療・サービス機関、社会福祉施設、福祉関係者				
第 1 期 参加者数	H28 -	H29 -	H30 145人	R 1 92人	R 2 中止
第 2 期 方 針	ニーズと好評のある事業であり、参加者の満足度が高いことから継続実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	参加者数 90人				

(10)十和田市生活支援体制整備事業



目 的	地域住民主体による高齢者の生活支援や介護予防サービスの充実を図り、多種多様な生活課題や福祉課題の改善・解決のための体制づくりを推進する。※H30年度より実施。				
協 力・ 関係機関	十和田市、民生委員児童委員協議会、各種サービス協力員、福祉関係者				
第 1 期 参加者数	H28 —	H29 —	H30 109人	R 1 161人	R 2 141人
第 2 期 方 針	月例の関係者部会を主体に、多くの地域での住民座談会の開催と住民参加を促進し、各地域で把握した生活課題・福祉課題が地域住民による生活支援サービスとして展開されるよう支援する。				
第2期（5か 年平均）指標	参加者数 250人				

3 地域で福祉を支える人づくり

～地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めます。このため、(1)から(7)の事業を実施します。～



(1)福祉教育推進事業

目 的	地域や企業・学校からの社会福祉やボランティア活動に対する理解を深めたいという希望に対し、講話や体験学習をとおして啓蒙啓発を図る。				
協 力・ 関係機関	市内小中高等学校、地域団体、福祉教育インストラクター				
第 1 期 実施件数	H28 30件	H29 28件	H30 33件	R 1 30件	R 2 27件
第 1 期 インストラクター数	H28 178人	H29 207人	H30 205人	R 1 125人	R 2 113人
第 2 期 方 針	学校からのニーズは高く、今後も期待に応えられるようスタッフの増員強化に努める。また企業等へ対し、本事業の実施・取組の呼びかけも継続する。				
第2期(5か 年平均)指標	実施件数 35件				



(2)ほんわかハート展事業

目 的	小中高校生を対象に、福祉に関する作品をとおして、社会福祉やボランティアに関する理解・関心を高める。				
協 力・ 関係機関	市内小中高等学校、市教育委員会				
第 1 期 応 募 数	H28 638作品	H29 624作品	H30 691作品	R 1 846作品	R 2 723作品
第 2 期 方 針	募集作品のメニュー開発も視野に、今後も継続して実施する。				
第2期(5か 年平均)指標	応募数 790作品				

(3)中学生ボランティアスクール事業



目 的	中学生がボランティア活動や福祉体験学習をとおして、人の役に立つ喜び、支え合い助け合い、共に生きることの大切さを学ぶ機会とする。				
協 力・ 関係機関	市内中学校、市教育委員会、社会福祉施設、商店街、ふれあい・いきいきサロン				
第 1 期 参加者数	H28 34人	H29 36人	H30 34人	R 1 32人	R 2 中止
第 2 期 方 針	参加定員や参加しやすいような実施内容を検討し、今後も継続して実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	参加者数 30人				



(4)福祉教育インストラクター養成派遣事業

目 的	社会福祉やボランティアに関心のある市民を対象に、福祉教育推進業務を補助するインストラクターを養成する。また、養成したインストラクターを依頼による福祉教育現場へ派遣する。				
協 力・ 関係機関	福祉教育インストラクター				
第 1 期 養成者数	H28 12人	H29 14人	H30 14人	R 1 10人	R 2 中止
第 1 期 リーダー数	H28 2人	H29 2人	H30 2人	R 1 2人	R 2 2人
第 2 期 方 針	既存のインストラクター研修と新規のインストラクター養成研修をそれぞれ隔年実施し、インストラクターの確保と資質向上・リーダーの育成に努める。				
第2期（5か 年平均）指標	養成者数 20人 リーダー数 6人				



(5)お話しボランティア派遣事業

目 的	在宅の高齢者、障がい者などで、話し相手が欲しいという方へ、話し相手となるボランティアを派遣し、孤独感の解消を図る。				
協 力・ 関係機関	ボランティア活動者、市民生委員児童委員、社会福祉施設				
第 1 期 利用者数	H28 13人	H29 10人	H30 12人	R 1 10人	R 2 7人
第 1 期 ボランティア数	H28 14人	H29 16人	H30 21人	R 1 15人	R 2 20人
第 2 期 方 針	活動者の確保に努め、ほのぼの交流事業縮小を補完して実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	利用者数 25人		ボランティア数 25人		



(6)ボランティア・市民活動事業

目 的	地域のボランティア活動者・団体やNPO、市民活動や企業の社会貢献活動が円滑・効果的に展開されるよう多角度からの支援をする。また、災害発生時などボランティアが有効的に機能するようネットワーク化を図る。				
協 力・ 関係機関	十和田市、ボランティア活動者、市民生委員児童委員、社会福祉施設、保健・福祉・医療・教育機関				
第 1 期 登録団体数	H28 49団体	H29 50団体	H30 52団体	R 1 54団体	R 2 51団体
第 1 期 登録者数	H28 3,567人	H29 3,747人	H30 3,278人	R 1 3,226人	R 2 2,961人
第 2 期 方 針	福祉的側面のあるボランティア活動を多方面から支援するよう継続実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	登録団体数 58団体		登録者数 3,600人		

(7)十和田市介護支援ボランティア事業



目 的	60歳以上の高齢者に、介護予防・日常生活支援としてボランティア活動による社会参加を奨励し支援する。				
協 力・ 関係機関	十和田市、包括支援センター、ボランティア活動者、市老人クラブ連合会、社会福祉施設、保健・福祉・医療機関				
第 1 期 登録者数	H28 37人	H29 34人	H30 14人	R 1 13人	R 2 6人
第 2 期 方 針	ボランティア活動が活発化するよう関係機関と情報交換を行い実施する。				
第2期（5か 年平均）指標	登録者数 30人				

4 計画期間中に強化する事項

社会情勢の変化及び第1期地域福祉活動計画の評価から整理した課題等について、第2期計画期間中に下記のとおり強化を図ります。

- (1) 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり
 - 「日常生活自立支援事業」の強化
事業開始以来、利用者の伸びが続いている状況であり、多くの利用希望者へ迅速にサービス提供を開始するためには、人的面と管理面の体制を改善・強化する必要があります。
 - 「成年後見事業」の強化
成年後見制度は、能力低下後の生活維持の根幹となり、この必要性は年々高まっています。また、日常生活自立支援事業利用者の更なる能力低下も考慮すると、多くの方々を受入れ支援できるよう人的面と管理面の体制の改善・強化をする必要があります。
 - 「福祉サービス及び生活支援情報提供」への取組
※障がい者福祉対策の推進含む
高齢・障がいがある方へ、市内の福祉サービス情報を含め生活支援情報の提供となるよう情報誌及びホームページの充実を図ります。
- (2) 共に支え合う地域づくり
 - 「高齢者福祉分野における集合型支援事業」の強化
第1期計画で廃止した高齢者福祉分野の集合型支援事業を見直し、新たに介護予防層を対象とする集合型支援事業を実施します。
 - 「児童福祉分野における見守り子育て支援事業」への取組
※児童福祉対策の推進含む
児童が地域の中で、安心・安全に暮らせる環境づくりとして、子どもの見守りの機会、子育て世帯と地域資源のつながりを構築する事業に取り組みます。
児童虐待に係る相談、通報について、速やかに関係機関に情報提供し適切な対処、解決につなげます。
 - 「日常生活用具有効活用事業」への取組
家庭で不要となった日常生活用具・介護用具を、必要としている方が活用できるよう、仲介（調整）する事業に取り組みます。
- (3) 地域で福祉を支える人づくり
 - 「集合型支援事業を活用した人づくり」の強化
本協議会実施の集合型支援事業を通じて、市民ボランティアの活動の場、体験の場となるよう事業展開を図ります。
- (4) 組織基盤の強化
 - 会費収入・共同募金配分金収入の安定に向け、更なる市民理解が得られよう市民生活不足改善のための取組（事業化の検討等）及び本協議会情報をインターネット・SNSを活用し迅速に発信します。

第4章

計画の推進と評価

第4章 計画の推進と評価

1 計画の推進

本計画を効果的に推進するために、地域福祉に関わる住民及び関係機関諸団体などへ計画書を配布するとともに、広報紙やホームページでの公表周知に努め、更なる連携・協働の強化に努めます。

2 計画の評価

計画は、次回（5年後）の見直し時に、住民や関係機関諸団体からの意見・要望を確認し、地域福祉活動計画策定委員会による評価作業を行います。

また、進行管理として、計画の推進主体である市社協自らが、各年度の進捗状況の確認と各事業評価を行います。この確認・点検と評価にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルを取り入れ効果的な事業推進に努めます。



資料

1 十和田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 住民参加による地域福祉活動推進のため、十和田市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の今後の活動の方向を定める地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定する目的で、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、地域福祉活動を推進するための総合的な視点で計画案を検討し、取りまとめを行うこととする。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる分野から組織する。委員は、市社協会長（以下「会長」という。）が依頼する。

- (1) 地域福祉
- (2) 法人運営
- (3) 高齢者福祉
- (4) 障害者福祉
- (5) 児童福祉
- (6) 施設福祉
- (7) ボランティア
- (8) 関係行政

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年8月1日から令和4年3月31日までとする。
2 欠員が生じた場合の後任委員は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名するところによる。
2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(費用弁償等)

第7条 委員が会議に出席した場合は、市社協役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程第4条により支給する。

(事務局)

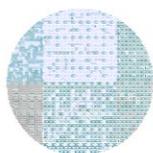
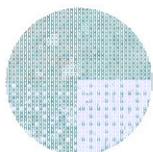
第8条 策定委員会の事務局は、市社協地域福祉係に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、活動計画策定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。



2 十和田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	区 分	氏 名	所属・職名
1	地 域 福 祉	◎ 小 川 洋 平	十和田市共同募金委員会 会長
2		○ 升 澤 博 也	十和田市町内会連合会 会長
3		佐々木 重 康	十和田市民生委員児童委員協議会 会長
4	法 人 運 営	中野渡 勇 治	社会福祉法人 至誠会 常務理事
5		山 本 孝 司	社会福祉法人 福祉の里 理事長
6	高 齢 者 福 祉	外 山 忠 男	十和田市老人クラブ連合会 会長
7		小笠原 豊 重	社会福祉法人 八甲田会 理事長
8	障 害 者 福 祉	日野口 敏 章	特定非営利活動法人 農楽郷 ここ・カラダ 理事長
9		小 関 幸 一	十和田市手をつなぐ育成会 会長
10	児 童 福 祉	宮 本 範 道	社会福祉法人 北心会 理事長
11		阿 部 洋 子	社会福祉法人 至誠会 保育園園長
12	施 設 福 祉	坂 本 秀 美	社会福祉法人 恩和会 施設長
13		中河原 めぐみ	社会福祉法人 十和田湖会 特別養護老人ホーム 副園長
14	ボ ラ ン テ ィ ア	古 川 あ き	在宅看護職ともしび会 会長
15		東 静	十和田地区更生保護女性会 会長
16	関 係 行 政	山 田 広 美	十和田市健康福祉部 部長

3 十和田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定経過

	期 日	作業工程	内 容
①	令和3年 8月11日(水)	策定委員会	第1回策定委員会 ①策定委員会設置 ②第2期計画の策定趣旨 ③統計とアンケートに見る地域福祉の状況 ④第1期計画の実績/評価
②	令和3年 11月10日(水)	策定委員会	第2回策定委員会 ①計画書案検討 (素案提示)
③	令和4年 2月25日(金)	策定委員会	第3回策定委員会 ①計画書案の委員会承認 (原案提示)
④	令和4年 3月25日(金)		十和田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定



発行・編集 令和4年(2022年)3月
社会福祉法人 十和田市社会福祉協議会
〒034-0011
青森県十和田市稲生町18番33号
TEL 0176-23-2992
FAX 0176-23-3227
URL <http://www.towada-shakyo.or.jp/>

この資料は、赤い羽根共同募金の配分金で作成したものです

